

経営事項審査の事務取扱いについての改正に伴う再審査について

1 再審査の実施について

(1) 概要

「経営事項審査の事務取扱いについて」（平成 20 年 1 月 31 日付け国総建第 269 号）が改正され、令和 7 年 7 月 1 日に適用されることに伴い、建設業法施行規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、改正前の評価方法に基づく経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業者については、令和 7 年 7 月 1 日から同年 10 月 29 日の間（120 日間）に限り、許可行政庁に対し再審査を申し立てることができます。

なお、再審査は改正に係る事項に限られるため、今回再審査の対象となるのは、「(2)改正点」に記載の項目になります。

(2) 改正点

資本性借入金の取扱方法の変更

以下の審査項目において、資本性借入金のうち自己資本と認められる金額は「負債」から控除し、「自己資本」に追加する。

【審査項目】

- ・負債回転期間（負債から控除）
- ・自己資本対固定資産比率（自己資本に加算）
- ・自己資本比率（自己資本に加算）
- ・X₂₁ 自己資本（自己資本に加算）

(3) 注意点

- ・再審査を受けない場合においても、改正前の評価方法に基づく経営事項審査は有効です。
- ・(2)以外の項目を変更して再審査を受けることはできません。

2 再審査の申し立て方法

(1) 対象業者

- ・審査基準日が令和 7 年 3 月 31 日以降かつ単独決算であり、改正前の評価方法に基づき受審した建設業者。
- ・ただし、再審査申立ての時点で審査基準日から 1 年 7 か月以内であるものに限りです。

(2) 実施方法

- ・再審査の申立ては、審査会場で対面方式による書類審査を本審査員（県庁職員）が実施します。
- ・郵送による受付はできません。
- ・電子申請による再審査の受付は行いません。
- ・手数料は無料

(3) 受付日程

令和 7 年 7 月から月の指定日（次表）に書類の審査及び受付を行います。審査日については、申請者の決算月による指定はしませんので、都合のよい日程に御来場ください。（予約不要）

また、再審査は通常の日程に審査日に受付しますが、都合により令和 7 年 7 月から 10 月の指定日（次表）において来られない方は、県庁建設業課で受け付けしますので、あらかじめ御連絡ください。（令和 7 年 10 月 29 日まで）

審査会場	日 程
下田土木事務所	7月1日（火）、9月8日（月）、9月9日（火）
熱海土木事務所	7月14日（月）、9月11日（木）
沼津土木事務所	7月15日（火）、7月23日（水）、9月16日（火）、9月25日（木） 10月15日（水）
富士土木事務所	7月16日（水）、9月18日（木）
静岡土木事務所	7月9日（水）、7月25日（金）、8月22日（金）、9月19日（金） 10月3日（金）
島田土木事務所	7月17日（木）、8月26日（火）、9月30日（火）、10月16日（木）
袋井土木事務所	7月8日（火）、8月20日（水）、9月24日（水）、10月23日（木）
浜松土木事務所	7月4日（金）、7月29日（火）、8月27日（水）、9月29日（月） 10月14日（火）、10月22日（水）

（４） 再審査の受付時間

9：00～15：00（12:00～13:00を除く）

（9：00～10：00、13：00～14：00は比較的待ち時間が短いです。（下田土木事務所を除く））

※下田土木事務所の受付時間は、10:30～14：30（12:00～13:00を除く）

（５） 提出書類・提示書類

○提出書類（正・副１部ずつ）

	提出書類	注意事項
①	経営規模等評価再審査申立書 (様式第２５号の１４)	○必ず提出 ・通常の「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」と同一の様式です ・申請等の区分０５は「４」の再審査を入力 ・項番０８から１４について、前回申請時から変更がある場合は、変更届（写）を掲示すること ・「審査結果の通知番号」は、旧結果通知書の中上の「行政庁記入欄」に記載された番号（「２２－００××××」と表示された番号）を記入 ・「審査結果の通知の年月日」は、旧結果通知書の通知年月日（※結果通知書の右上に表示）を記入 ・「再審査を求める事項」は、「令和７年７月１日施行の改正に係る事項」と記入 ・「再審査を求める理由」は、「制度改正のため」と記入
②	工事種類別完成工事高 工事種類別元請完成工事高 (様式第２５号の１１別紙一)	○必ず提出 ・前回申請と同様の内容で作成

③	技術職員名簿 (様式第 2 5 号の 1 1 別紙二)	○必ず提出 ・ 前回申請と同様の内容で作成
④	その他の審査項目 (社会性等) (様式第 2 5 号の 1 1 別紙三)	○必ず提出 ・ 前回申請と同様の内容で作成
⑤	C P D 単位を取得した技術者名簿 (様式第 4 号)	○前回の申請にて添付している場合に提出 ・ 前回申請と同様の内容で作成
⑥	技能者名簿 (様式第 5 号)	○必ず提出 ・ 前回申請と同様の内容で作成
⑦	経営状況分析結果通知書	○必ず提出 ・ 再分析後の結果通知書を添付
⑧	「資本金借入金」該当証明書	○必ず提出 ・ 建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イ、同号ロ (登録経理試験の 1 級試験に合格した者に限る。)、同号ハ (登録経理講習の 1 講習を受講した者に限る。) 又は同号ニ 8 令和 2 年国土交通省告示第 1060 号「建設業法施行規則第 18 条の 3 第 3 項第 2 号イからハまでに掲げる者と同等以上の建設業の経理に関する知識を有すると認める者を定める告示」第 3 号又は第 5 号に該当する者に限る。) に掲げる者が証明したものに限る。

○審査会場に持参し提示する書類

	提出書類	注意事項
①	経営事項審査審査結果通知書 (旧結果通知書) (写)	
②	再審査の対象となる「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書一式」 (控)	建設業課の受付印が押印してあるもの
③	基準決算の貸借対照表 基準決算の直前の審査基準日の貸借対照表	